

那須塩原市都市公園条例 (平成17年1月1日条例第189号)

最終改正:平成31年3月19日条例第15号

改正内容:平成31年3月19日条例第15号[平成31年4月1日]

○那須塩原市都市公園条例

平成17年1月1日条例第189号

改正

平成17年9月28日条例第235号
平成18年3月27日条例第16号
平成18年9月29日条例第46号
平成20年9月29日条例第32号
平成22年3月25日条例第7号
平成25年3月26日条例第18号
平成28年9月29日条例第22号
平成30年3月20日条例第18号
平成31年3月19日条例第15号

那須塩原市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、市が設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第4条のとおりとする。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 本市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、14平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、運動その他の総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園その他の前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第5条 法第4条第1項の条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 敷地面積が2,500平方メートル以上である都市公園 100分の2
 - (2) 敷地面積が2,500平方メートル未満である都市公園 50を当該都市公園の平方メートルで表した敷地面積の値で除して得た割合（当該割合が100分の10を超える場合にあっては、100分の10）
- 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。
- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建築物に限り、その都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - (2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建築物に限り、その都市公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - (3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建築物に限り、その都市公園の敷地面積の100

分の10を限度として法第4条第1項本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができること。

(4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、その都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができること。

3 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定める。

(行為の制限)

第7条 都市公園内において次に掲げる行為をするためその全部又は一部の区域を独占して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

(4) 花火等火気を使用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、著しく都市公園の環境を損うと思われる行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りではない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。

(4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は駐車すること。

(8) モーター、エンジン類の取り付けてある遊具等を持ち込むこと。

(9) 整備不完全な遊具等を持ち込むこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、都市公園の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設等)

第11条 有料公園施設等(市の管理する公園施設及び備品で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

2 有料公園施設等を利用しようとする者は、別に定めるところにより市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、那珂川河畔公園プール、にしなすの運動公園プール、鳥野目河川公園シャワー設備又は有料公園備品を利用しようとする場合は、この限りでない。

(利用許可申請を要する公園施設)

第12条 利用許可申請を要する公園施設は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公園施設を利用しようとする者は、別に定めるところにより市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、黒磯公園黒磯郷土館については、この限りでない。

(公園施設の供用日及び供用時間)

第13条 公園施設の供用日及び供用時間は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。

(公園施設の設置又は管理の許可申請書記載事項)

第14条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 設置の目的
 - イ 公園施設の種類
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所及び面積
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理方法
 - キ 工事実施の方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 都市公園の復旧方法
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 管理の目的
 - イ 管理する公園施設
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- ア 公園施設の種類
 - イ 変更事項及び理由
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (公園の占用の許可申請書記載事項)

第15条 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の位置
 - (2) 占用物件の種類
 - (3) 占用の面積
 - (4) 占用物件の管理の方法
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の着手及び完了の時期
 - (7) 都市公園の復旧方法
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (占用許可の軽易な変更)

第16条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 前項に掲げるもののほか、都市公園の利用又は効用に影響を与えない範囲内で行うもの
- (設計書等)

第17条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第18条 第11条第2項の規定により有料公園施設等の利用の許可を受けた者は別表第4に、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けて都市公園を利用する者は別表第5に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に掲げる場合で市長が相当の理由があるものと認めたときは、この限りでない。

- (1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責に帰さない理由で利用することができなくなったとき。
 - (3) 使用期日前7日までに利用の取り消しを申し出たとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
- (使用料の減免)

第20条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(監督処分)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの撤去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(監督処分に伴う損失の補償)

第22条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分され、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(原状回復又は損害賠償)

第23条 都市公園の利用者は、その利用により、建物又は器具その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定する損害賠償をしなければならない。利用者がこれを履行しないとき又は履行が不完全で市長が代わってこれを行ったときは、その費用を徴するものとする。ただし、利用者の責に帰さない場合、その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 この条例によって許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第25条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等(都市公園に存する工作物その他の物件又は施設をいう。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第26条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げることを告示すること。

2 市長は、前項に規定する方法により公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(工作物等の価格の評価の方法)

第27条 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、当該工作物の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の方法)

第28条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等は、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続き)

第29条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するとき、返還を受ける者にその氏名住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、都市公園の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第21条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第31条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(指定管理者による管理)

第32条 市長は、都市公園の管理を運営上必要と認めたときは、那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第230号）の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園の利用の許可等に関する業務
- (2) 都市公園の施設（附属施設及び器具を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 都市公園の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、都市公園を適正に市民等の利用に供しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第10条、第11条第2項、第12条第2項、第13条第2項、第21条及び第22条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第13条第2項の行為を行おうとする場合指定管理者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用料金）

第33条 市長は、有料公園施設等に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により有料公園施設等に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合における当該料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表第4に定める額に100分の50を乗じて得た額から同表に定める額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定め、又は変更したときは、その利用料金の額を掲示その他利用者が確認できる方法により周知しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における利用料金に関する規定の適用については、第18条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第4に」とあるのは「利用料金を」と、同条第2項及び第19条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第20条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長は、特に必要があると認めたときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」と読み替えるものとする。

（罰則）

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、1万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第21条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第24条の規定に違反した者

第35条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第36条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の黒磯市都市公園条例（昭和58年黒磯市条例第7号）、西那須野町都市公園条例（昭和41年西那須野町条例第9号）又は塩原町都市公園条例（昭和56年塩原町条例第17号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間は、第12条第1項の規定に関わらず、那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園及び関谷南公園の使用料については、合併前の黒磯市都市公園条例第12条、西那須野町都市公園条例第10条及び塩原町都市公園条例第11条の規定による。

附 則（平成17年9月28日条例第235号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日までに、改正前の那須塩原市体育施設条例（平成17年那須塩原市条例第116号）、那須塩原市塩原B&G海洋センター条例（平成17年那須塩原市条例第117号）、那須塩原市シニアセンター条例（平成17年那須塩原市条例第132号）、那須塩原市板室自然遊学センター条例（平成17年那須塩原市条例第171号）、那須塩原市奥塩原オートキャンプ場条例（平成17年那須塩原市条例第172号）、那須塩原市営駐車場条例（平成17年那須塩原市条例第

187号)、那須塩原市営自転車駐車場条例(平成17年那須塩原市条例第188号)、那須塩原市都市公園条例(平成17年那須塩原市条例第189号)及び那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例(平成17年那須塩原市条例第190号)の規定によりなされた利用許可、処分、手続その他の行為は、それぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第16号)

この条例は、太夫塚公園の供用開始の日から施行する。ただし、第30条及び別表第3黒磯公園の項の改正規定は、公布の日から施行する。(供用開始の日=平成18年9月1日)

附 則(平成18年9月29日条例第46号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月29日条例第22号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第18号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第15号)

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

1 有料公園施設

有料公園施設名	設置場所
野球場	那珂川河畔運動公園
ソフトボール場	
サッカー場	
ラグビー場	
夜間照明	
プール	那珂川河畔公園
石のステージ	鳥野目河川公園
オートキャンプ場	
フリーテント場	
屋内バーベキュー炉	
屋外バーベキュー炉	
シャワー設備	
キャンプ電源設備	
コテージ	烏ヶ森公園
野外ステージ	
多目的運動広場	にしなすの運動公園
プール	塩原運動公園
体育館	
運動広場	
野球場	
テニスコート	
夜間照明	関谷南公園
野球場	
げんき広場	
夜間照明	太夫塚公園
多目的広場	
屋外ステージ	
調理室	
体験学習室	
会議室	
和室	
多目的ホール	
講座室	
保育室	

2 有料公園備品

有料公園備品名	設置場所
洗濯機	鳥野目河川公園
乾燥機	
自転車	

別表第2 (第12条関係)

利用許可申請を要する施設	設置場所
黒磯郷土館	黒磯公園
ゲートボール場	

別表第3 (第13条関係)

施設名	供用日	供用時間
黒磯公園 黒磯郷土館	1月5日から12月27日まで (月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から午後5時まで
黒磯公園 ゲートボール場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
那珂川河畔 運動公園	1月5日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時まで
那珂川河畔公園 プール	7月第3土曜日から8月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで ・午前の部(第1回入場) 午前9時30分から午後零時30分まで ・午後の部(第2回入場) 午後1時30分から午後4時30分まで
那珂川河畔公園 石のステージ	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
鳥野目河川公園 オートキャンプ場 フリーテント場 コテージ キャンプ電源設備 シャワー設備 洗濯機 乾燥機	1月1日から12月31日まで	終日
鳥野目河川公園 屋内バーベキュー炉 屋外バーベキュー炉	1月1日から12月31日まで	午前10時から午後8時まで
烏ヶ森公園 野外ステージ	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
にしなすの運動公園 多目的運動広場 プール 体育館	1月5日から12月27日まで	・多目的運動広場 午前8時30分から午後5時まで ・プール 午前9時30分から午後8時30分まで 午前の部(第1回入場) 午前9時30分から午後零時30分まで 午後の部(第2回入場) 午後1時30分から午後4時30分まで 夜間の部(第3回入場) 午後5時30分から午後8時30分まで ・体育館 午前8時30分から午後9時30分まで
塩原運動公園 運動広場 野球場 テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後5時まで(野球場の夜間照明利用の場合は午後9時30分まで)
関谷南公園 野球場 げんき広場	1月5日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時まで(野球場の夜間照明利用の場合は午後9時30分まで)
太夫塚公園 多目的広場 屋外ステージ 調理室 体験学習室 会議室 和室 多目的ホール 講座室 保育室	1月5日から12月27日まで (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から午後10時まで

その他の施設	1月1日から12月31日まで	終日
--------	----------------	----

別表第4 (第18条関係)

1 那珂川河畔運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間あたり使用料		備考
		市内利用者	市外利用者	
野球場A	1面	250円	750円	
野球場B	1面	500円	1,500円	
ソフトボール場	1面	500円	1,500円	
サッカー場	1面	1,000円	3,000円	
ラグビー場	1面	1,000円	3,000円	

(2) 照明使用料

施設名	1時間あたり使用料		備考
	市内利用者	市外利用者	
野球場A夜間照明	500円	1,500円	

2 那珂川河畔公園

(1) 施設使用料

施設名	使用料		
	区分	午前の部	午後の部
プール	一般	300円	300円
	小学生及び中学生	100円	100円
	未就学児	無料	無料
石のステージ	1時間当たり 1,000円		
プール回数券(13回) 一般	3,000円		
小学生及び中学生	1,000円		

3 鳥野目河川公園

(1) 施設使用料

施設名	使用料	備考
オートキャンプ場	1サイト1泊 4,000円	
フリーテント場	1サイト1泊 2,000円	
屋内バーベキュー炉	1炉1時間 1,000円	
屋外バーベキュー炉	1炉1時間 500円	
シャワー設備	1基5分 100円	
キャンプ電源設備	1口1日 1,000円	
コテージ	6人用棟1泊 18,000円	
	10人用棟1泊 25,000円	
	12人用棟1泊 30,000円	

(2) 備品使用料

備品名	使用料	備考
洗濯機	1回 200円	
乾燥機	1回 100円	
自転車	2時間/回 200円 超1時間毎 100円	

4 烏ヶ森公園

(1) 施設使用料

施設名	一時間あたり使用料
野外ステージ	1,000円

5 にしなすの運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間当たりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
多目的運動広場	全面	1,000円	3,000円
	半面	500円	1,500円
	1/4面	250円	750円
運営事務室	1室	300円	900円
メインアリーナ	全面	1,000円	3,000円

	半面	500円	1,500円	
	1 / 4面	250円	750円	
	1 / 8面	150円	450円	
	ランニングコース	100円	300円	
サブアリーナ	全面	500円	1,500円	
	1 / 3面	150円	450円	
トレーニングルーム	一般	100円	300円	
研修室	1室	300円	900円	
放送設備	メインアリーナ (1回)	1,000円	3,000円	
	サブアリーナ (1回)	250円	750円	
プール	区分	利用時間		
		午前の部	午後の部	夜間の部
	一般	400円	400円	400円
	小学生及び中学生	150円	150円	150円
	未就学児	無料	無料	無料
・トレーニングルーム回数券 (13回) 市内利用者 1,000円 市外利用者 3,000円 1回当たり1時間とする。 ・プール回数券 (13回) 一般 4,000円 小学生及び中学生 1,500円 夏季 (7月から8月まで) 使用料について、400円とあるのは300円と、150円とあるのは100円とする。				

6 塩原運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間あたりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
運動広場	全面	500円	1,500円
	半面	250円	750円
野球場	1面	500円	1,500円
テニスコート	1面	200円	600円

(2) 照明使用料

施設名	1時間あたりの使用料			
	市内利用者		市外利用者	
	半灯	全灯	半灯	全灯
野球場夜間照明	3,500円	4,000円	10,500円	12,000円

7 関谷南公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間あたりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
野球場	1面	500円	1,500円
げんき広場	1面	500円	1,500円
	半面	250円	750円
	1 / 4面	100円	300円

(2) 照明使用料

施設名	1時間あたりの使用料			
	市内利用者		市外利用者	
	半灯	全灯	半灯	全灯
野球場夜間照明	3,500円	4,000円	10,500円	12,000円

8 太夫塚公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間あたり使用料
多目的広場	1面	500円
屋外ステージ		1,000円
調理室	1室	1,000円

体験学習室	1室	500円
会議室	1室	500円
和室	1室	500円
多目的ホール	全面	1,500円
	半面	750円
講座室	1室	500円
保育室	1室	500円

備考

- (1) 施設使用料には、備品使用料及び光熱水費を含む。
- (2) 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園、関谷南公園又は太夫塚公園の利用時間を超過した場合は、利用時間1時間当たりの使用料(10円未満切捨て)を加算する。
- (3) 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ又はレクリエーション活動(以下「アマチュアスポーツ等」という。)に利用する場合であって、入場料(その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。)を徴収するときの使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- (4) 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、利用者が営利活動の一環として行う興行、商業宣伝その他これらに類するもの(以下「興行等」という。)に利用するときの使用料は、この表に定める額に20(入場料を徴収するときは50)を乗じて得た額とする。
- (5) 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、興行等以外に利用するときの使用料は、この表に定める額に2(入場料を徴収するときは5)を乗じて得た額とする。
- (6) 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- (7) 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程に就学している者をいう。
- (8) 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。

別表第5 (第18条関係)

1 公園施設を設置する場合

公園施設の種類	金額
公園施設全部	那須塩原市行政財産使用料条例(平成17年条例第69号)第3条に規定する額

2 公園を占有する場合

占有物の種類	金額
鉄塔	1平方メートルにつき年額 550円
電柱・支線・支柱	1本につき年額 760円
地下埋設物(電気、ガスその他の管)	1メートルにつき年額 130円

備考

- (1) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- (2) 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において、1月とは、占有開始の日から翌月の占有開始の日に対応する日の前日(応当日のないときはその月の末日)までをいう。
- (3) 1件の占有料が100円未満のものは、100円に切り上げるものとする。

3 条例第7条第1項各号に掲げる行為を行う場合

行為の種類	金額	
行為の全部	4平方メートルまで	<ul style="list-style-type: none"> ・1日につき 100円 ・10日間につき 700円 ・1月につき 2,000円
	4平方メートルを超える場合1平方メートルあたり	<ul style="list-style-type: none"> ・1日につき 25円 ・10日間につき 175円 ・1月につき 500円